

2. 株式分割に伴う定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、平成23年1月7日開催の取締役会決議により、平成23年2月1日(火曜日)付をもって当社定款第5条を変更し、発行可能株式総数を変更するものといたします。

(2) 定款変更の内容

(下線は変更部分)

現行定款	変更後
(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>300</u> 万株とする。	(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>900</u> 万株とする。

<ご参考>

1. 資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

2. 新株予約権行使価格の調整

今回の株式分割に伴い、新株予約権等の1株当たりの権利行使価額を平成23年2月1日(火曜日)以降、次のとおり調整いたします。

	発行決議日	調整前行使価格	調整後行使価格
新株予約権	平成17年6月17日	650円	217円

(注)新株予約権の調整後行使価格は、新株予約権の目的たる普通株式の1株当たりの払込価額(権利行使価格)であります。

以上